

# 議第 1 1 2 号 呉市集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに 伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 1 制定の趣旨

集落排水事業と下水道事業の会計統合を行い，両事業を一体的に運営するため，集落排水事業に地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の規定の全部を適用し，集落排水事業特別会計を廃止するなど，関係条例の規定の整備をするものです。

## 2 整備する主な内容

### (1) 特別会計の廃止及び会計統合

現在，集落排水事業については，上下水道局が市長事務部局から委任等を受けて，特別会計で事業運営を行っていますが，「集落排水事業特別会計」を公営企業会計に移行させるため当該特別会計を廃止するとともに，「下水道事業会計」に会計統合をして，上下水道局で一体的に事業運営を行うことで，効率化を図ります。

会計統合により，「下水道事業会計」では，下水道事業と集落排水事業の両事業を取り扱うこととなります。

なお，集落排水処理施設使用料については，市町村合併当初から下水道使用料と同一としていることから，今回の会計統合による市民生活への影響はありません。

### (2) 受益者分担金の徴収等

集落排水事業に要する費用の一部に充てるため，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定に基づき分担金を徴収していますが，会計統合後も引き続き，従前と同額の分担金を徴収することとします。

## 3 主な改正内容等

### (1) 改正する条例及び主な改正内容

条例名	主な改正内容
呉市特別会計条例（第 1 条）	集落排水事業特別会計を廃止します。
呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（第 2 条）	下水道事業に，集落排水事業に係るものを追加するため，規定の整備をします。
呉市下水道条例（第 3 条）	

呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例 (第4条)	受益者分担金に集落排水事業に係るものを追加するため、規定の整備をします。
---------------------------------------	--------------------------------------

(2) 廃止する条例 (第5条)

集落排水事業特別会計の廃止及び下水道事業会計への移行に伴い、次の条例を廃止します。

ア 呉市集落排水事業関連債償還基金条例 (平成18年呉市条例第52号)

イ 呉市集落排水処理施設条例 (平成15年呉市条例第26号)

ウ 呉市集落排水事業分担金条例 (平成15年呉市条例第27号)

4 施行期日

令和6年4月1日